

山梨県と「二拠点居住推進に関する協定」を締結しました

株式会社山梨中央銀行（頭取 関 光良）は、本日、山梨県と「二拠点居住推進に関する協定」を締結いたしました。

本協定により、当行と山梨県は、二拠点居住促進やサテライトオフィスの誘致における各種施策の推進に対し、相互に連携した取組みを進めてまいります。

当行は、本協定の締結を機に、山梨県との連携をより一層強化し、山梨県の地方創生と県民の皆さまへのサービス向上に取り組んでまいります。

1. 協定の概要

目 的	山梨県での二拠点居住の推進のために双方が連携・協力し、山梨県の地域活性化に寄与する。
連携・協力の内容	（１）二拠点居住の実践に係る環境の整備に関すること （２）本県の魅力など二拠点居住促進のための情報発信に関すること （３）その他上記の目的を達成するために必要な事項
有効期間	2022年3月29日～2027年3月31日（以降5年ごと自動更新）

2. 具体的な取組み

本協定による取組みとして、2022年4月1日から、山梨県が認定する二拠点居住者に対して特別金利を適用する「山梨県提携セカンドハウスローン」の取扱いを開始いたします。

また、東京都内・神奈川県内の店舗ネットワークを活用した二拠点居住促進や、サテライトオフィス誘致に向けた情報発信などに関して連携・協力してまいります。

以上



左から、長崎知事、関頭取